

告 示

埼玉県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄和北部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 遠 藤 義 信 埼玉県春日部市芦橋九百三十五番地一